

黎朝聖宗期の新開拓地を巡る中央政権と地方行政 —— 安興碑文の分析 ——

八 尾 隆 生 *

The Le Government and Its Regional Administration System in the Newly Reclaimed Land under the Reign of Le Thanh Tong : The Analysis of the Inscriptions in Yen Hung Sub-Prefecture

Takao YAO*

In Yen Hung sub-prefecture, An Bang province (now Quang Ninh province), Vietnam, two inscriptions from the fifteenth century record a survey of newly reclaimed land and the dealings of the Le government.

During the reign of emperor Le Thanh Tong, an administrative system was established consisting of the capital, provinces, prefectures, sub-prefectures, and villages.

These inscriptions record two interesting matters. One is the significance of the governor of the sub-prefecture. Another is the significance of the high-ranking officials sent from the capital. Little mention is made of the governor of the province.

An Bang was one of the outlying provinces, and because of this, the civil governor of the province was engaged in many military affairs. This situation is reflected in the inscriptions.

In this paper, I examine only one province, but according to Vietnamese chronicles, the same tendency can be seen in the whole state. So I would like to propose the following interpretation.

During the reign of emperor Le Thanh Tong, large-scale reclamation plans were carried out in many provinces, and this led to many small reclamation works by aristocrats and peasants. So the governors of sub-prefectures had to deal with many and various problems. But the government did not want to empower them to do so. Moreover, the provincial governors could not adequately supervise them because of their heavy workload. To solve the situation, the government sent high-ranking officials from the capital.

は じ め に

ヴェトナムの年代記『大越史記全書』（以下『全書』）¹⁾ は各本紀の冒頭にその皇帝に対する論評を載せる。

* 大阪外国語大学地域文化学科 ; Department of Area Studies, Osaka University of Foreign Studies, 8-1-1, Aomatani-Higashi, Minoo, Osaka 562, Japan

1) 陳荆和校合本（全3巻、東京大学東洋文化研究所附属東洋学文献センター刊、1984-1986年）を以下使用。

帝創制立度，文物可觀，拓土開疆，販章孔厚，真英雄・才略之主。雖漢之武帝・唐之太宗，莫能過矣。

黎朝5代皇帝聖宗に与えられた辞である。光順年間（1460-1469）に次々にうちだされた諸政策とチャンパ親征の成功を承けて洪徳2年（1471）に「校定皇朝官制」の詔がだされ、ヴェトナム史上初の、整備された国家体制が彼の治下で実現する。そしてこの体制は、後に混乱した、いや混乱しているからこそ後期黎朝下にあっても従うべき模範とされたのである。まさに「創制立度」の皇帝であった。

筆者は、こうした官制の完成に至るまでの黎朝政権内外の動きに注目していくつかの論稿を発表した〔八尾 1988; 1989a〕。そして聖宗期の官制についても軍事機構の面においては若干の考察を試みた事がある〔八尾 1989b〕。

しかし前近代、特に18世紀以前のヴェトナム史研究においては史料は編纂物が大半を占め、一次史料は日本では殆ど見る事は出来ない。また本国においても長く続いた戦乱と気候の問題、さらには統一後の経済悪化、国際的孤立に伴って新史料の収集・整理も十分に進まず、またいかなる努力がヴェトナム人史家によってなされているのか、外からは十分な情報が得られなかった。

幸い、1980年代の後半から経済活性化策、対外開放策が採られたおかげで、筆者はハノイ留学中に多くの専門家と意見を交わす機会に恵まれ、専門分野である15世紀の史料もいくつか収集する事が出来た。本稿ではそれらの中から洪徳年間（1470-1497）のデータを持つ土地開拓に関わる2基（6面）の碑文をもとに、黎朝聖宗期の行政機構、特に地方のそれを考察し、中央との関係を探ってみたいと考える。しかし、何故その様な問題設定が可能なのかをまず最初に説明する必要がある。

聖宗期は上記の様な行政制度が完成した時期であり、地方行政制度も高度に画一化されたものとなった。同時にこの時期は黎朝開国後半世紀が過ぎ、土地制度もようやく均田制という形に統一された時期でもあった。しかしそれでもなお多くの例外があり、開拓自体も種々の形をとって進展していた。そもそも行政区画を設ける目的は何か。様々な事が挙げられようが、中央の地方に対する支配を「水平・垂直」両面で確立する事がその究極の目的であると言えよう。では「水平・垂直」とはどういう事か。「水平」的とは、少しでも国家の領域を拡大し、より遠くまで中央の力を及ぼそうとする動きである。それに対して「垂直」的とは、社会構造を垂直的に捉え、最上位の中央（そのトップが皇帝）からより下へ下へと村落、さらにその中の個人へと支配を浸透させようという動きである。地方行政制度はまさにこの二方向の目的に奉仕するものとして作られたものである。従って、こうした地方行政制度と開拓とはどうしても密接な関係を持たざるを得なかったのであり、そこに筆者は問題設定の根拠を見いだすのである。

今回分析する碑文は、新たに開拓された村落と、その処置を巡って中央の官僚と地方官僚とがどういう行動を取ったかを伝えている。但し、この碑文1組で当時の社会の全体像が描けるとは筆者は考えていない。そもそも同碑文が立っている地は中央からほど遠い新開拓地であり、あくまで一つのケーススタディの段階であるとしなければならない。ただ、聞くとところによると、ハノイ国家大学史学科でもファン・フイ・レ Phan Huy Lê, ファン・ダイ・ゾアン Phan Đại Doãn 教授等を中心として、紅河デルタの開拓・移民史研究の為のフィールドワークや史料収集が急ピッチで進んでいるとの事である。最近、ヴェトナムの人口・発展研究センター Trung tâm Nghiên cứu Dân số và Phát triển が刊行した研究報告書 [TTNCDSVPT 1994] はその概要を伝えてくれるものであるが、個別論文も続々と発表されつつある。²⁾ こうした研究の積み重ねにより、当時の紅河開拓の全体像とその行政との関わりが明らかになる日がやってくる事を切に願う次第である。

I 紅河デルタ開拓史の回顧と展望

1 治水の歴史

紅河デルタの開拓史については桜井由躬雄の一連の研究がある [桜井 1979; 1980a; 1980b; 1989; 1992]。それに基づき、黎朝以前のデルタ開拓の過程を振り返ってみたい。

農業地開拓における発展段階論として、作付け品種の改良等、主に農法の改良によって生産をあげようとする「農学的適応」と、築堤等大規模土木事業によって収穫の向上を図る「工学的適応」というモデル³⁾に依拠した氏は、ヴェトナム最初の長期王朝である李朝の段階 (1010–1225) では通説が述べるような統一的水文思想に基づく築堤作業などは未だ行われておらず、「農学的適用」の段階にとどまっていた事、続く陳朝期 (1225–1400) に至って初めて紅河右岸の馬蹄形大堤防が国家的規模で築かれ、それが15世紀初頭の属明期に確認されている事を指摘し、「李朝＝水利に基づく中央集権的専制国家」という説を否定する。この桜井説と表裏一体なのが桃木至朗の李陳朝期国家体制の研究である。氏は桜井が李朝が豪族連合体とも言うべき存在で、デルタ中枢部にさえ半独立勢力が存在していた事を指摘したのを承けて、李朝がウォルタース [Wolters 1982] のいう「マンダラ国家」であり、中国的な中央集権国家などではなく、行政単位名を帯びた沢山の小半独立権力が存在するという、東南アジア的な性格の色濃い

2) *Nghiên Cứu Lịch Sử* (以下 *NCLS*) 誌の274号には「歴史の中の開拓の問題」の特集が組まれている。

3) この農学的適応、工学的適応の概念を提出した石井米雄は、水利事業における国家の関与の有無でタイ史の小国家の性格を明らかにしようとした [石井 1975: 20–21]。タイの小国家とヴェトナムの陳・黎朝とではその規模において格段の差があるが、桜井も村落を越える国家による水利事業を工学的適応の産物としている [桜井 1980b: 273]。

政権であった事 [桃木 1987; 1988], そして陳朝に至ると, 宗室がそれら半独立勢力の上に通婚等によってかぶさり, より安定した政権をたてる事に成功した事を陳朝の人脈 [桃木 1982] と行政区画の変遷 [桃木 1983] の両面から明らかにした。

陳朝に続く黎朝期にどのような治水事業が為されたのか残念ながら桜井は持論を公表していない。ただ, 黎朝期に入ると『全書』等には大規模築堤に関する事項は一切現れず, 代わりに堤防の維持, 修築に関するものが大半を占める事から, 統一的思想に基づく紅河大堤防は陳朝末期には既に完成したというのが氏の推定である [桜井 1989: 279-286]。そうした国家による (築堤を伴うような) 大規模開拓の一方でそれと並行するように, チャン・ティ・ヴィン Trần Thị Vinh [Vinh 1981: 128] や桜井が繰り返し述べるような小規模 (県以下のレベルの) 開拓が続けられた。その中には大雑把に言って李朝期の農学的適応段階の開拓のタイプもあれば, 大規模築堤を前提として利用するものもあった。この小規模開拓はその開拓主体の違いによって三つのタイプに分けるのがヴェトナム人史家の常 (レ [Lê 1987: 28-30] やグエン・ドック・ギン Nguyễn Đức Nghinh [Nghinh 1987: 41-42] など) となっている。以下それを紹介する。

2 3 タイプの小規模開拓

1) 田庄

これに関しては際限なく多くの史家に引用された以下の陳朝期の史料がある。

- a) 詔王侯・公主・駙馬・帝姫, 招集漂散無産人為奴婢, 開墾荒閑田, 立為田庄。王侯有庄, 実自此始。(『全書』5 紹隆9年(1266)冬10月の条)
- b) 詔限名田。大王・長公主田無限, 以至庶民田十畝, 多者許從便贖罪, 貶黜亦如之。余者上進入官。初, 宗室諸家, 每令私奴婢於瀕海地築堤堰障鹹水。二・三年後, 開墾成熟, 互相嫁聚居之, 多立私庄田土。故有是命。(『同書』8 光泰10年(1397)6月の条)

大堤防建設の傍らで, 陳朝宗室やそれと密接な関係を結んでいる一部の有力者が私奴婢等を役使して防潮堤をつくらせ,⁴⁾ 鹹水の影響がなくなった地を田地化し, 私有地とする事が認められたという。桜井はこうした鹹水の溯上してくる点に着目し, こうした田庄が沿岸砂丘列の続く下部デルタや新デルタ強感潮帯に属する南策地方等に存在した [桜井1980a: 625-631] と

4) 注3) で述べた様に, 小規模築堤のような家族ないし村落規模で出来る事業は, 桜井の言う工学的適応の範疇には入らない。

推定した。そしてさらに諸史料に散見する陳朝期の重要地点（王族の封地など）をリストアップし、それぞれの立地状況を縮尺5万分の1の地図等を用いて分析した上で、それぞれの地についてそれが田庄の可能性があるかどうかを推定し、前稿を補強した〔桜井 1992〕。

この田庄経営はまさに陳朝宗室の家産制的な性格を如実に示していると言えよう。つまり公の資格で開拓の特権を得、その果実はしっかり私の懐に入れているわけである。b) の詔はそうした私有地拡大を制限しようと、時の権力者胡季犛が陳順宗に出させたものである。こうした田庄は、短命の胡氏政権（1400-1407）と明の支配（1407-1427）による田庄主の撲滅のため、黎朝期にはいるとネガティブな存在でしかなかったというのが通説となっている。⁵⁾ しかし筆者はネガティブな存在であったという事が、社会への影響力（善悪は別にして）が小さかったという事の証明にはならないと考える。抗明戦で活躍した開国功臣の土地所有体制については筆者は何度かレの研究〔Le 1981〕を引用し、功臣の所有田（もしくは占有田）の大きさを指摘してきた。⁶⁾ 抗明戦後の荒廃した国土を回復する責務を負った新王朝にとっては、仮に田庄が私田ゆえにその収穫物が国庫に入ってこなくとも、一定の人間を集めてとにかく働く場所を提供し、荒廃した土地の回復や新開地の開拓に寄与したという点で、かなりの影響力があったと考える。ちなみに TTNCDSVPT [1994: 65-67] は15世紀の紅河デルタ海岸地方開拓を叙述する部分で、それを開国功臣によるものと、富裕な農民によるものとに分けて論じている。今後、家譜等の新発見史料の分析によって彼ら田庄主の活動を明らかにする必要がある。

2) 屯田

これは国家機関が主導して行うものである。ヴェトナムにおいて屯田策がいつ始まったのか筆者は寡聞にして知らない。黎朝期に入ると、聖宗の光順3年（1462）に天候異常の為に臣下の直言を帝が求めた際に、門下省右司郎中の黄清が「屯田を置きて、以て辺儲を实たす」事を進言して採用された（『全書』12 同年春4月の条）。実際にそれが政策として採用されるのは洪徳12年（1482）の事であり、⁷⁾ 聖宗の文集『天南餘暇集』官制典例貳 には太僕寺に所属するデルタ内の屯田所が30カ所記載されている。このリストをもとに、ギンはそれぞれの位置比定を試みている。氏の指摘で興味深いのは、こうした屯田所の多くが大河川の沿河地にある事、19世紀の『各鎮総社名備覧』に載る所名・社名もしくは総名と同じ名をもっている「所」が多

5) この傾向はクイン [Quỳnh 1994: 2-3] をみる限り、現在に至ってもあまり変わっていない。

6) 但しレは、功臣の封地の大きさを認めた上で、それらが分散していた事、あくまで手にしていたのは占有権であって所有権ではなかった事を指摘し、国家サイドの力の強さを強調する [Le 1981: 15-18]。

7) 但しもっと聖宗期の早くから屯田策が行われていた可能性をギン [Nghinh 1986: 30] は指摘する。確かに光順元年に凶作による収穫減から売爵策がとられた事を考えると、氏の推定は肯首出来る。

い事である [Nghinh 1986:30-36]。⁸⁾ 氏の指摘に従えば、その「所」のサイズは県以下のレベルのかなり小さいものであった事になる。国家による農地開拓が屯田という形を取って行われ、実際の労働力としては近隣の農民⁹⁾や犯罪人（徒刑囚など）¹⁰⁾ が役使された。なお屯田の立地に関しては別稿で詳述したい。

3) 民による自発的開拓

これは一定期間の免税、国庫からの援助等の優遇措置を得て、一般の民が自発的に開拓を行うものである。但し先に述べたように、残された史料の殆どが国家の編纂によるものであるという状況の中で、この種の事業が記録として残る可能性は極めて少ない。本稿で扱う安興の例や TTNCDSVPT [1994:65-67] の記す麓冷・里仁・茶里での例はその点で極めて稀なものである。

以上、開発主体をもととした分類の中身を概観した。開発の方向は大きくいて二つある。一つは内向的、つまりデルタ内の、条件は既存の村落より悪いが工学的技術によってとにかく開拓可能になった場所に向いている場合である。今一つは外向的、つまりデルタ中枢部外の未開拓地に向いている場合である。しかし、この開発方向の違いは、例えば屯田方式が前者で、田庄方式が後者というような、開拓主体の違いにダイレクトにつながるものではない。そして次章で考察するように、建国当初の政治的・経済的混乱を收拾して中央政府が安定し、その地方の掌握度を増そうとしたときに、誰が開拓を行ったのかという事が一番問題になってくるのである。なぜなら、黎朝期に入っても17世紀までは田庄や功績に基づく賜田などの私田は原則として非課税であり、国庫歳入には全く寄与しなかった。一方、独自に農地を開拓した新開拓地の農民も、占有権を盾に容易に納税に応じない事が多かったからである。今回の舞台、安興県の場合がまさにこのタイプに属する。

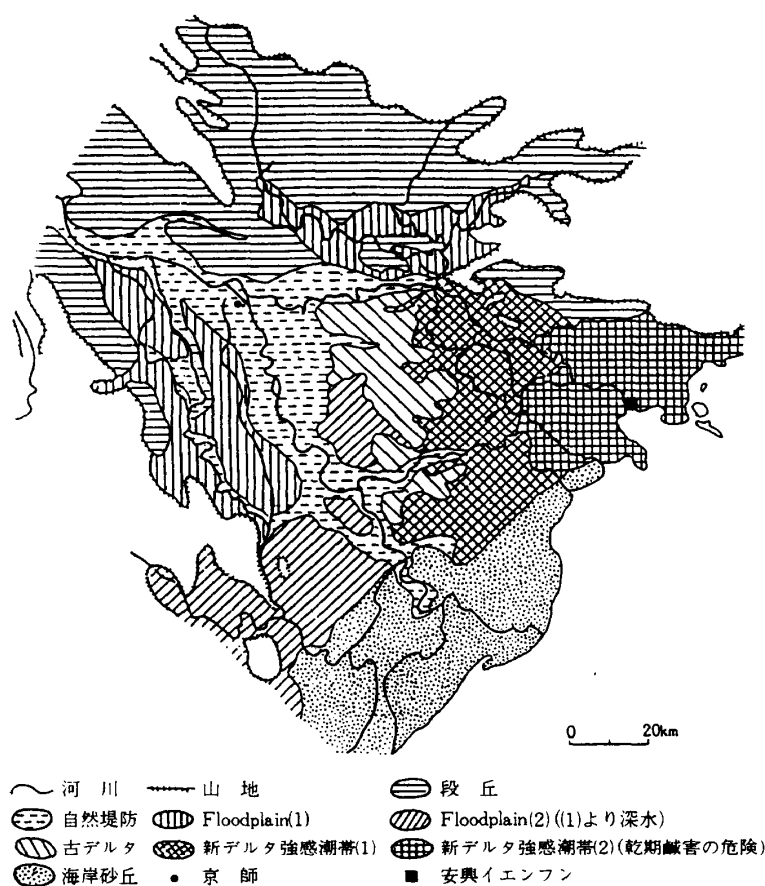
8) この『各鎮総社名備覧』の各総の下に社と並列して出てくる「所」と15世紀の屯田「所」とが性格上同一であるという証拠は無い。そもそも『天南餘暇集』天下版圖にも各県に属する「所」の数が記載されているが、これと屯田「所」との関係も不明である。ギン [Nghinh 1986:31-32] は『同書』官制典例貳には他にも典牧「所」や蚕桑「所」といったものが出ており、かなり混乱していたのではないかと推定している。

9) 桜井 [1989:285-286] によれば、陳朝期には堤防建設の際、軍の機構を通じて在地の農民の労働力が動員された。黎朝期にも同様の事があったことは容易に推定される。

10) 『黎朝刑律』では徒刑に男女それぞれ3種類あり、最も重い刑である「種田兵」は農耕労働に従事した。片倉はその原初的形態として国有田に犯罪者が「徒」された例を紹介している。また、この種田兵は他の文献では屯田兵・植田兵という別称で記録される事もあったらしい [片倉 1987:196-197]。

3 安邦承宣海東府安興県（地図1参照）

問題の碑文はハノイの漢文チュノム研究院にその拓本があり（拓本番号 10523-10528）¹¹⁾ 安興 Yên Hưng 県中本 Trung Bản 社の亭内に現存する。この碑文は早くからヴェトナム人史家の興味を引いていたようであるが、最初に纏まった報告を行ったのがフィ・ヴ Huy Vu, チャン・ラム Trần Lâm 両氏である [Huy Vu và Trần Lâm 1977]。これは論文タイトルにも「通報 Thông báo」とあるように、歴史考察を行った論文というよりは、フィールドワークの報告書という色合いが濃い。中には筆者が現地で耳にしなかった伝承なども利用されているが、残念な事にこの論文には注が全く無く、データの根拠を確かめる事が出来ない。今一つは著名な



地図1 紅河デルタ地形区分と安興県

出所：[桜井 1989：図1] に加筆

11) ヴェトナム漢文チュノム研究院所蔵拓本の整理番号。拓本には採取者による墨書の位置説明がある。以下がそれである。(10524) 亭内左辺三面之前, (10525) 亭内左辺三面之後, (10527) 亭内右辺三面之前, (10526) 亭内右辺三面之右, (10528) 亭内右辺三面之後, (10523) 亭内左辺三面之左。同院所蔵の拓本については VNCHN [1992] を参照の事。筆者は 1993 年と 1994 年の 2 度にわたってこの碑文を実見した。

土地制度史家であるギンの研究 [Nghinh 1987] で、碑文の中身の解釈を行っているが、氏も新開拓地に対する国家権力側の力が強かったという概括的文脈の中でこの碑文を解釈しており、中央の政策とこの碑文に現れた出来事とがどう関連するのかという点に関しては答えていない。また一方でこうした開発が進む中で、安邦地方がどういう政治状況に置かれていたのかという問題意識が無い。TTNCDSVPT [1994: 61-65] も同様である。そこでまずはこの安邦という地に拘ってみる。

ピエール・グルーの名著『トンキンデルタの農民達』[Gourou 1936] に抗元戦で有名な白藤江の左岸に関する記述がある。氏は、この地方には干潮になると姿を現す小洲土があり、堤防の建設で開拓が可能である事を指摘する [ibid.: 207]。さらに氏は実際そうした試みが阮朝期に為されていた事を紹介する。確かに『大南寔録』正編第2期 明命13年(1832)秋閏9月の条には当時海安署督であった阮公著が2700丈あまりの防潮堤防を築く事によって3,500畝の可耕地が出来事を奏上して裁可されている。周知の如く阮公著はタイビン大輪中を完成させた水利のプロであり、安興に開拓の可能性が十分あると判断したのであろう。グルーは阮朝よりさらに遡る15世紀にこの地区で開拓が始まっていた事を知らなかったせいもあって、紅河本流に比べてタイビン河デルタの開発がなぜ遅れたかという疑問を提出し、人口圧力の弱さをその原因としている。¹²⁾ 実際、グルーの時代はおろか現在に至ってもこの周辺には海水の遡ってくる沼沢地が多数残っており、築堤による田地への転換とともに、最近ではえびの養殖池として利用されている。ただ、この小洲土の一つであるハナム Hà Nam 島の存在は案外早くから中央に知られていたらしい。先に紹介したフイ・ヴとチャン・ラムによる報告 [Huy Vu và Trần Lâm 1977: 345] は同島に残る神祠の本尊の多くが13世紀の抗元戦の英雄陳興道である事を報告している。その島の西側の白藤江は古来より水路でハノイに向かう際の要地であった。属明期には安興県と、同島の南部にあった安老県に塩課司が置かれていた。陳朝期には未だ農業地ではなかったものの、その農業地としての可能性は知られていたのである。¹³⁾

時代はくんだり、黎朝初期の開拓前後の状況を、開拓者の子孫である武氏の家譜『武氏^{フツ}花譜』¹⁴⁾ は以下のように伝える。

- 12) グルー [Gourou 1936: 39-42] 参照。一方桜井 [1992: 42] は逆に開拓による人口増加が既に陳朝後半期からあった事を指摘し、同時にそれではなぜ紅河本流の下部デルタやタイビンデルタの開拓が遅れたのかを問題にしなければならないとした。
- 13) 或いは桜井 [1992: 43] の如く、商業ルート上にこの安興があった事を考慮するならば、商人や船乗りがそうした安興に関する情報を京師にまでもたらした事も考えられる。特に水脈に関する点など、その可能性が高い。
- 14) 最初の開拓者とされる十七先公の子孫という家々を1994年夏に10軒以上訪問したが、その所有する家譜の内容は15世紀に限って言えば似たりよったりであった。その中で最も情報量に富んでいたのがヴ・ディン・チュウ Vũ Đình Chiêu 所蔵のこの家譜である。家譜によっては開拓開始の時期を李朝期とするものもあったが、おそらく誤写であろう。なお、ヴ・トゥ・ラップ Vũ Tự Lập [Lập 1991: 88] は開拓開始の年を1288年(元軍の侵略のあった年)としているが、典拠不明。

花譜先祖有伝来、云原前懷德府寿昌県金蓮坊環近昇龍城之南〈原注：今改為河内省〉。黎朝紹平間、広開城字、包入此地、準許往各省地轄、係見何処可堪墾田立邑、聽其即弁我先祖輪往、至安邦鎮〈今改為広安省〉、已有安興寨民居。望鎮之南・白藤江岸二帶浮土柴樾叢雜、鹹水升降、四顧、皆河中有土堆。高峻、鹹水不至。其可居即行、包築墾治。将有兄弟参人、長曰武一功、次曰武隻、季曰武三省。同移居東海、叶力広開、培築堤垸、居得参年、惟武一功回龍城存。祖武隻在登穀村、武三省在安東村。二始祖与十五先公並太平府茶里人黄瓏・黄玲二先公、於洪德年間、開拓田土、墾治成。甘報徵受稅、立成一社四村、自来共立廟宇、奉事。(以下略)

もちろんこの家譜は原本ではなく、何度もリライトを繰り返したもので、散見する地名も後世のものが多い。よって記載されている事を全て鵜呑みにするのは危険であるが、当時の開拓の状況をかなり妥当に表現していると考えて良さそうである。それによると、第2代皇帝太宗の紹平年間(1432-1440)に京城の拡張工事にともなう土地を収公された農民に、適地に移住して開拓を行う事が許可されたのである。彼らはやがて安興に至り、ハナム島にわずかに高みがあって海水をさえぎる事が出来るのを知ってその地に移住し、故郷の人々をリクルートして防潮堤防を築いて農地開拓に成功した。その後聖宗の洪德期に新村として登録される事になったという。¹⁵⁾ 次に章を改めて、洪德期碑文の分析を行いたい。

II 安興県洪德期碑文の分析

1 その全文と概要

まず拓本に基づいて全文を掲げる(この碑文の引用文に限り極力正字体を用いる。更に訓点を施し、行論のため記号等をふった。“」”は改行を表す)。

(10524)

洪德貳年參月初拾日。」

勅遣參江道監察御史(a)阮輝耀・錦衣衛校尉(b)阮宗貴、往安邦道海東府安興縣」

風流社板洞處、同承司官(c)、照如黄金榜等、勾集府縣官(d)・社村長等、端拱查勘、風」

15) 但しここにこの家譜の事実の歪曲があるようである。つまり、この十七先公の開拓地はハナム島の西北部分にあたり、その子孫の家もその地域に集中している。一方、この碑文に見える風流・渭陽・良規・海塵社は中南部に位置する。しかも碑文には十七先公の子孫の名は一切出てこない。よって、イエンフン県人民委員会文化担当室室長レ・ドン・ソン Lê Đông Sơn は、ほぼ同時代に二つの開拓集団が存在していたのではないかと推測している。この家譜には、そうした二つの開拓事業を一つとしてみなす作為が感じられる。

- 流社板洞處田肆千貳拾畝五高五尺參寸。即往勘度，取宜逐一得實，題本明白，」
徇私失實，邦憲孔嚴，一勘得板洞堤內貳所田肆千貳拾畝五高拾尺貳寸，查」
實。渭陽社黃金榜・同德龔・風流社黃籠・黃笞・良規社陶伯麗・杜度等，率」
使開創鹹水成田，應私給田，每人五畝田・土園五高。」
- 一，給渭陽社黃金榜・同德龔等，本田西南處田壹千參百肆拾參畝貳高四尺五」
寸，堤路捌百玖拾參杖四尺參寸。人效貳百四拾柒人。」
- 一，給風流社黃籠・黃笞等，本田東西北處田壹千五百玖拾玖畝捌高拾參尺捌寸，」
堤路玖百玖拾柒杖五尺參寸。人效陸百肆拾柒人。」
- 一，給良規社陶伯麗・杜度等，本田東南處田壹千捌拾柒畝參高參寸，堤路」
陸百貳拾參杖肆尺柒寸。人效壹百四拾貳人。」

(10525)

洪德貳拾年拾壹月初柒日。」

欽差官，同給海塵社。安邦道等處承」

政使司勘度風流社板洞處田畝，效均給人及本社附近無少田人，同耕納稅，」
如例事。」

- 一，勘得板洞處堤內貳所田肆千參百柒拾畝五高拾尺貳寸。」
- 一，給渭陽社黃金榜・同德龔等，開耕本田西南處田壹千參百肆拾參」
畝貳高肆尺五寸。堤路捌百筵拾參杖肆尺參寸。人效貳百肆拾柒人。」
- 一，給風流社黃籠・黃笞等，開耕本田東西北處田壹千五百筵拾筵畝捌」
高拾參尺捌寸。堤路筵百捌拾柒杖五尺參寸。人效陸百肆拾柒人。」
- 一，給良規社陶伯麗・杜度等，開耕本田東南處田壹千捌拾柒畝參高參」
寸。堤路陸百貳拾參杖肆尺柒寸。人效壹百肆拾貳人。」
- 一，給海塵社無少田人范汝攬等，開耕本田西北處田參百參拾畝五高拾尺」
五寸。堤路肆百捌拾壹杖參尺肆寸。人效壹百柒拾筵人。」

(10527)

洪德貳拾肆年貳月拾肆日，送出壹本。本年參月拾捌日，」

朝廷參議(e)・戸部尚書(f)兼東閣(g)・都御史臺(h)・六部(i)・六科(j)・提刑拾參道(a)・
掌司禮(k)」

劉光進・裴文弘・范璟・阮昭・阮桂林・陳造・鄧克遵等衙門官，爲給田事。」

欽奉」

勅旨，傳許等衙門，欽差官。司禮太監(k)阮敦・范公眞・杜惟新・陳克篤等，」

往安邦道海東府安興縣渭陽・風流・良規等社，與同府縣官，責令」
社村長，責勘板洞處田度千畝高田，效先給渭陽社黃金榜・同徳」
霽等，每人田五畝・土園五高。本田壹千參百肆拾參畝貳高肆尺」
五寸。又給風流社黃籠・黃笞等，每人田五畝・土園五高。本田在板洞處」
參段壹千五百筵拾筵畝捌高拾參尺捌寸。次給良規社陶伯麗・杜」
度等，每人田五畝・土園五高。本田壹千捌拾柒畝參高參寸。依如所」
給等社耕居，遞年常納稅如例。今給付田。」

一，立渭陽社地分。上自井鼓寺客馬，下至□西，爲界碕。」

(10526)

一，立風流社地分。東自婆弄廟，直至西井鼓寺，西北接巡司白騰，西」
南至高車客馬，爲界碕。其海塵社在西北處，耕居只有一區跡，在巡」
珠，無有地分。」

一，立良規社地分。上自婆弄廟涇鄉，下至涇徹涇□，爲界碕。」

(10528)

洪德貳拾五年玖月拾壹日，御史臺阮益珖記 知府阮公議記」

同府杜進記 知縣范允恭記 縣丞武用記」

安邦道本處贊治承宣使阮公記 右參政范克招記」

承憲使司⁽¹⁾¹⁶⁾阮必忠記 典簿^(m)阮進記」

欽差前送[?]安衛游弩司指揮校尉⁽ⁿ⁾陳輟・」

欽差三江道監察御史進功郎阮輝耀・」

欽差錦衣衛清刑司府校范宗貴・欽差翰林院^(o)陳琦・」

安邦道本處贊治承政使司茂林阮郎院・ 參議阮惟明，謹事。」

戸部爲抄送事。」

洪德貳拾五年拾月初拾日，戸部抄送。本年拾壹月貳拾日，」

安邦道贊治承宣使司忠貞大夫鄧公瑣・茂林郎」

安邦道清刑憲察使司阮洋等， 謹題寫，」

奉再公同，勘斷田土。給與等社，耕居納稅如例事。」

16) 前行に承宣使があるのでこの「承憲使司」は「憲察使司」の誤刻であろう。

(10523)

洪徳貳拾陸年參月拾五日，刻碑。」

風流社黄籠・黄笞寫刻兩碑，在板洞處，」

流傳後世，俾各週知，永爲憑式。」

拓本の番号は必ずしも年代順にはなっていない。以上の内容をまず要約すると、洪徳2年(1471)に、中央から御史台官と禁軍の將校が派遣され、承宣の官を伴って現地に行き、府県官に社村長を勾集させ、まず田地や堤防などの面積・距離¹⁷⁾を社長らに報告させ、次に実測してほぼ報告通りである事を確認した後、かつて私的に分配していたのを改めて、三つの社の民にそれぞれ5畝(マウ)の田地と5高(サオ)の園宅地を給した。その際、各社の民丁の数も確定させた。次に20年近く経った洪徳20年に、残った土地を測量して、新しく設立された四つめの社に分給した上で、再び前回の田土受給確認をした。この土地(板洞処)はもともと風流社のものであったのを(或いは分割して)四つの社に分配したと考えられる。24年3月18日、勅命により中央から複数の高官が派遣されて再度勘度して確認をとり、4社の区域割りを確定させた。そして最終確認が25年9月11日に為され、関係者のサインが列挙された。そしてその書類が戸部に送られた後、同年10月10日に戸部が最終決定の書類を再び安邦に送り、新任の承宣使と憲察使がそれを題写した。但しこの手続きは官のもの故、社村長側のサインは無かった。その後、一連の作業があった事を後世まで伝える為に、風流社の有力者達が2基の碑文を刻んだのが翌26年3月15日の事であった。

この文面は読者に様々な問題点を提供してくれるが、筆者は田地開拓と行政とがどのような関係を有していたかに焦点を当て、その手続きと、それに関わった人物についての考察を行う。

2 新村登録に至るまでの手続き

まず、手続きの開始から終了までの期間について。碑文に従うと、手続きは洪徳2年から26年まで行われた事になるが、筆者は「貳年」はおそらく「貳拾年」の誤刻と考える。2年に田地を受給された農民代表の名(黄金榜・同徳豊・黄籠・黄笞・陶伯麗・杜度等)が、20年以上

17) 1マウを仮に仏領期北部の換算値3,600平方メートルとすると、この4,000マウは1,440ヘクタールに相当する。一方、堤路の方は同じく1丈=4.25メートルとして2,500丈は10.6キロメートルに当たる。前述ソンの話によると、現在のハナム地区の耕作地は2,364ヘクタール、堤防網の総延長は約37キロメートルとの事である。実に現在の約半分の規模の開拓がこの時期に既に出来ていたのである。この数字を基に、この開拓を工学的適応によるものと速断するむきもあろう。しかしフイ・グとチャン・ラム[Huy Vu và Trần Lâm 1977: 347-349]が示す様に、この開拓は一朝一夕に達成されたのではなく、高みから徐々に小さな堤防(現在は島内の道路となっている)をめぐるして、少しずつ耕作地を増やしていったものであって、「統一的水文思想」等は存在しなかった。よって工学的適応によるものとは言いがたい。

も後になって一人も欠けずにいるのは常識として考えられない。

次に勘度（土地測量）についてであるが、最初の公の勘度の前に農民達が私的に勘度を行った形跡があり、¹⁸⁾ 実際の公の勘度も同様の結果であったとされる。そしてこの数字はその後の数次の勘度でも正しいものとして承認されているのである。そしてその後の公権力による田土給付が行われるが、それもまた結局はそれ以前に農民達が私的に行っていた分配形式をそのまま追認しているのである。これは桜井 [1987: 95-140] が分析した洪徳均田例による分配方式とは全然別の原理によるものである。『全書』13 洪徳13年8月-9月15日¹⁹⁾の条では

造戸籍。嚴琳奏言、造戸籍時、社長詳註官員各職高下・資爵多寡。如不詳註明白、戸科検奏、府県官及社長一体治罪。

とあり、社長は社内の民のみならず、社内に籍のある官吏の官品その他を把握して戸籍を造る義務があった。本来ならば均田例に沿ってそれぞれの民及び官の持分の確定及びその持分の通分作業が行われなければならないのだが、ここではそれが無視され、社の農民全員（おそらくは成年男子だけだろうが）に一律均等分配が行われた。官の側が民の側に譲歩した結果と言える。

しかし一方で（10525）碑文に見えるが如く、公権力はハナム地区に四つ目の新社の分立を行っている。「本社附近無少田人」に対する給田については、太祖の順天2年（1428）に以下のような旨揮が出されている。

旨揮各府県州社官、係本社有田土、人民少而留荒者、聴本管等官、与別社人無田者耕種、若本社田主不得執占留荒、違者以強占罪論。（『同書』10 順天2年12月19日の条）

太祖順天2年といえば国初に当たる。戦後の国土回復策が急務とされていた時代で、とにかく生産を上げる事が至上命令であったので、このような別社の人に給田を認めたり、田土を荒廃させた本社の人を罰する命令が出されたのであるが、洪徳期にもその基本的姿勢は受け継がれている。『同書』13 洪徳17年（6月）18日の条には

令各府県社、有海岸荒閑田而少田人、情願培築・開墾・納税、府県勘実給撥。

18) ギン [Nghinh 1987: 42] は、文脈からこの最初に社長等がもたらした数字はそれ以前の私的な勘度であろうとする。筆者もこれに従う。

19) 『全書』等は繫月日のはっきりしない場合が間々ある。従って甲月の条と乙月の条の間にある記事は「甲月—乙月」と引用部分を示す。なお、「末」は年末を示す。

とあり、受給田地の少ない者による海岸地方での開墾が奨励されていた。安興のケースでも、人口と土地の量を案配して上から再編成を行い、それを社の境界を示す界碁で確定した。このような社の枠を超える命令は、しばしば論者によって、社に対する国家権力の優位性を表すものとして理解されており、²⁰⁾ 民の側に一定の譲歩をしつつも、公権力を浸透させようという権力側の努力が見て取れる。更に洪徳2年にはヴェトナム史上初めての本格的な人丁税制度が導入されており〔藤原 1968:392-397〕、田土分配に関する譲歩は田租と人丁税によって埋め合わされていたのである。

この一連の業務は最終的に戸部で裁決され、その命令が新任の安邦承宣使・憲察使に届いたことで決着するのだが、ここで一つ重要な問題が残っている。それは、肝腎のこの新開拓地がその後いかなる性格を有する田土と認定されたかである。

『同書』続編2 保泰3年(1722)冬10月一末の条にみえる「租庸法」によって、1722年に初めて私田にも課税されるようになったという言に従うなら、納税すると決まったこの土地は当然国有地のはずである。しかし国有田(公田)ならば適用されるはずの均田例がここ安興ハナム地区では行われていないわけで、話はそう簡単ではない。ここでギンとブイ・クィ・ロ Bui Quý Lộ の紹介する「占射田」に言及する必要がある。

「占射田」とは黎朝後期の土地開拓関係史料に新開拓地の1タイプとして散見され、その起源は洪徳期まで遡るといふ。ギンとロ [Nghiên và Lộ 1981:263-264] はこの「占射田」の性格について、納税が義務付けられる一方で、その土地の一部が私田として開拓者に与えられる事を指摘し、完全なる私有田でも完全なる国有田でもない複雑な性格を有していたとする。氏らは明言していないが、この曖昧な性格の原因は、おそらくその土地土地その時々公私力の関係によるものだと思ふ。この安興の土地も「占射」の文字こそ史料には出てこないが、そうした性格を付与されたのであろう。『全書』等によると海岸部での開拓は黎初から推奨されており(後述)、各新開拓地でかなり普遍的にこの様なケースバイケースの処置が採られた事が推定される。洪徳均田例がどの地でどのレベルまで実効力があつたのか、簡単には結論は出せないのである。

3 関係者について

この一連の手続きの中で、最も目につくのが数多くの中央官僚の派遣、府県官の実務レベルでの活動、そしてその上の最高地方行政官たる承宣司官の形骸化である。まず中央官の方から

20) 他によくあげられる例として、洪徳21年に出された析社令がある。これによると、一つの社で戸数が500戸を越え、越えた戸数が100戸以上になると、新社を作る事とした。ハナム島のこの三つの新社の戸数はすべて500戸以下だから、この条項に沿ったものと言えよう。否、むしろこれに合わせる形で分析されたと言うべきか。

考察してみよう。

1) 監察御史(a)・都御史台(h)

『歴朝憲章類誌』(以下『類誌』) 14 官職誌 官名沿革之別 によると、御史の職は陳朝からあり、御史台を構成するメンバーについては改変があった。監察御史は黎初から設置されたところがあるが、『全書』等による限り、活動が盛んになるのは聖宗の時代からである。『同書』13 洪徳4年6月―秋7月の「定御史台該道、監察御史該知」の条によると、各監察御史(各道毎に2名ずつ)の管轄が定められ、海陽・安邦兩道の監察御史は禁軍の神臂司壯士・金吾衛副軍・神策四衛、五軍都督府の一つ東軍府の他に海陽・安邦等処三司軍民の監察を受け持った。ところが今回安興にやって来たのは三江道(=山西道または国威道)監察御史であった。これにつき、『同書』13 洪徳17年春正月12日の条によると、例えば安邦で多事な場合はまず隣接する海陽道監察御史を派遣する。もしそれでも足りなければ別の道の監察御史を派遣する事が規定された。御史台からどの御史が派遣されたかは不明だが、監察御史だけでは足りないほどの多忙な状況が安邦に発生していたと考えられる。これについてはⅢでも論じる。

2) 錦衣衛校尉(b)・送安衛游弩司指揮校尉(n)

錦衣衛は禁軍を形成する衛の一つで、校尉はれっきとした武人である。中国明朝ではこの機関が東廠と並んで秘密警察的役割を演じた。ヴェトナムの場合も同様で、重大刑事事件の際などは、皇帝の勅命によって彼らが特派される事があった。(n)の送安衛は不明だが、游弩司は錦衣衛に属する。

3) 朝廷参議(e)

『天南餘暇集』官制典例壹 の官品表には見えない。元老に対する呼称か。

4) 戸部(f)・六部(i)

六部は中央における最高行政機関である。その内の戸部は、言うまでもなく財政を扱う最高機関であり、均田事務の最高責任担当機関であった。但し新村落承認の際には、田地の面積だけでなく人口の調査も行われた。黎朝は造籍と田簿の作成をセットにしており、戸籍簿は徴税だけでなく、徴兵制度である閲選法とも密接に関係していた[藤原 1968:392-397]。この制度では、一戸に存在する黄丁の数によって個別に身分(壮項=現役兵、軍項=予備役など)を定めた。この点で特定の家を兵戸に指定して軍務に当たらせていた明の制度と違いがある。当然この閲選には兵部が大きく関与した。この様に、戸部以外の六部も地方行政に深く関与したのである。

5) 東閣(g)・翰林院(o)

ヴェトナムでも科挙制度が整い、そうした将来のエリートに与えるポストとして設けられた。本来は皇帝のブレーンの存在であったが、聖宗はクーデタによって帝位に即く前から自らの教育係であった彼ら科挙エリート達とのつながりを重視し、即位後も文芸サロン（騒壇）を主催してその関係を維持した。

6) 六科(i)

この六科も聖宗時に設けられた機関である。明制と同様、各科は中央にある該部のチェックにあたるほか、地方行政にまでその「言官」としての役割を果たした。その長たる都給事中は官品こそ低いものの、枢要の職とされていた [小野 1983: 261-264]。²¹⁾

7) 司礼太監(k)

明制では宦官の職で、内閣が形骸化した後、国家を動かす宰相以上の権勢を誇った [谷 1924: 6-9] が、ヴェトナムの場合はかなり趣を異にしている。『天南餘暇集』官制典例貳の官品表にはその名が見えず、職責その他の事も明記されていないが、『同書』條律 洪徳 28 年の条によると、司礼監同知阮郭が「もし地方の有力者が土地占奪をはかる様な事があれば、憲司、御史が協力してこれに対処するべきである」と奏上して裁可されている。また『官制典例』3 内殿官制に司礼総太監以下の官が列挙されている。しかし聖宗治下でこの機関が明朝の様な威勢を振るった形跡は無い。『類誌』15 官職誌 庶司職掌之殊上 司礼監の項には黎朝末期の事として

司礼監、職掌用璽用印勅命勅旨、及欽頒諸公務・並通御定各本。

と述べているところをみると、それ以降も同様のまま本来の職務（その中には下からの奏上文を皇帝に送る任務が含まれており、その為にこのケースのように自己の機関から現地に赴く事を命じられた可能性がある）を遂行していた事が知られる。

以上の如く、単に監察機能を掌った官だけでなく、あらゆる分野の高位の文武中央官がやって来たわけである。しかも、これらの職の中には聖宗及びその一代前の黎宜民の時代に初めて設けられたものが多い事に気が付く。²²⁾ 聖宗が明の制度を多く導入した事は周知の通りだが、国家のサイズがあまりにも違うため、地方官吏の絶対数が少なかった。その為ヴェトナムの官

21) 『全書』13 洪徳 12 年春正月 19 日の条によると、都給事中武夢康が田地問題に関し、他人の土地を不法占拠したり、田界の標識を勝手に移動させたりした者への厳罰を奏上している。

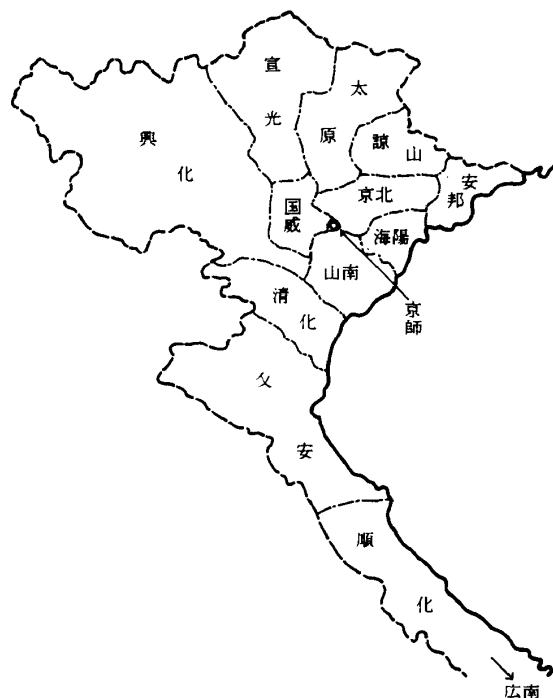
22) 聖宗の官制改革については藤原利一郎 [1980; 1982] を参照の事。

僚制度は中国のそれに比して、中央官の相対的な比率が高い頭でっかちのものであった。それがこの様な中央官僚の大量派遣の一因ともなった。ともあれこの事から、この作業に対する国家側の熱意を汲み取る事ができよう。

次に地方官について。黎朝聖宗期の地方行政制度では、最大行政区画たる承宣（最初は十二道。後、チャンパの故地を広南として加えて十三道。「処」とも称される。地図2参照）には軍事を司る都指揮使司（都司）、行政を司る承政使司（承司）(c)、檢察一般を扱う清刑憲察使司（憲司）(i)の三つの機関が存在した。この三つを統括する機関は地方には無く、各司は関係する中央機関からの命令を受けた。承宣の下には府―県（州）(d)―村落（社）という系統があり、軍事以外の事を担当した。但し、安邦の場合は1府しかなく、承司と知府の管轄は重なりあっていた。

三司の内最も官位の高いのが都司である。しかし今回のケースは軍務に直接関係ないので、典簿（m、外衛たる安邦衛の属官。安邦衛がおそらくハナム島対岸の現在のイエンフンの街付近に置かれた事と関係があるのか。詳しい事は不明。後考を待つ）を除き、登場しない。中央から行政面の命令が下される場合、真っ先にそれを受けるのが承司である。最後に最も官位が低く属官も副官しかいないのが憲司である。但し、『類誌』14 官職誌 官名沿革之別 憲司の項に

憲司之任，陳時間為安撫副使。黎初因之。職事蓋未詳也。聖宗洪徳二年，始置諸承宣按察



地図2 聖宗期の13承宣

司。有憲察使・憲察副使等職。四年，校定憲司職事，主陳言・糾劾・勘理・審讞・会同・檢刷・詔刷・考課・巡行等務凡三十二條。職事頗劇。凡憲使有缺，必用科・台・六寺歷練久任，為之。憲副官亦択進士与中場歷任，奉公幹事，不避強豪者。除任方面風稜之為関重也。

とあるように、憲司官は中央の台官・寺官・科官と人脈の上でも密接な関係を有し、地方有力者等にも強い態度をとって地方行政を取締まる事が期待され、その任用にも格別の注意が払われた。但しその理想とは裏腹に、憲司が十分な活躍をしたかと言えば疑問符が付く。監察制度の中で、地方の憲司はやがて中央の台官の下に甘んじる事となるのである。この点、明の制度と同じ歴史をたどったと言えよう。²³⁾

この安興での手続きを見ると、中央から派遣された高官はまず承司を訪れ、民事問題ゆえ承司官を伴って現地に向かった。もちろん中央からの命令は承司官に伝えられるわけだが、実際に現地で実務を担当して民衆を動員するのは府県官であった。しかもこれは決して異例の事ではなかった。事実、桜井 [1987: 95-112] が分析した洪徳均田例の手続きでも村落での測量・人口調査等の結果をまとめて給田田簿を作成し、中央の戸部及び承司・憲司に送るのは府県官がその責任を負った。

こうした承司官の空洞化（オブザーヴァー化と言うべきか）と府県官の重要性を如実に示すのが（10528）中の「記」の順序である。まず中央の御史台官、次いでその命令を直接受けた府県長副官（知府・同府・知県・県丞）が続く。そしてやっとその上の承司官（賛治承宣使・右参政）・憲司官（承憲使司）・典簿の名が見える。これは彼ら承司官がこの一連の作業に直接には係わっていない事を示していると考えるべきである。そうでなければ当然下級官である府県官より先に承司官の名があるはずである。次に最初（洪徳2年或いは20年）にこの地にやってきた2人の中央官（阮輝耀・范宗貴）とおそらく共に活動した中央・地方の官吏が「謹事」した事が記される。

この様な、直接現地に関係を持たない地方高官の影響力の減退と、頻発する中央官僚の派遣、そして府県官の実務での実権掌握²⁴⁾は何を意味し、何を原因としているのだろうか。その点を

23) 小川尚 [1976: 17-20; 1990: 220-224] によると、明の場合も、中央からの御史及び名義上侍御史の名を帯びた高官が地方におりてくるようになり、またその巡按期間が徐々に長くなってついには常設の逗留施設が設置されるに及んで按察使（ヴェトナムの憲察使に相当する）の権威は殆ど失われてしまった。

24) もう一つ興味深い事がある。治水・勸農の為に、陳朝期に最大行政区画「路」に、勸農・河堤の二司が置かれた。これらの官は地方有力者の中から選ばれたらしいが、「工学的適応」段階の開拓に積極的に関与したと桜井 [1989: 283-285] は推定している。黎朝聖宗期の「承宣」は、陳代の「路」に相当する「道」を幾つかに分かって設置されたもので、当然「路」より小さい。しかもこの勸農・河堤の二司は洪徳6年に知府の属官として設置されたのである。統一的水文思想に基づ

Ⅲで論じる。

Ⅲ 個別性と普遍性

1 安邦をめぐる問題

本碑文は農業不適地での開発に関する史料なのだが、Ⅱで示した碑文に現れた手続きと安邦の現実との関係はどのようなものであったのであろうか。

まず、黎朝中央の持つ「内鎮」・「外鎮」という概念を問題にしてみたい。京師をとりまくデルタ四承宣（国威・山南・京北・海陽）を内鎮、それ以外を外鎮とする呼称は、15世紀初頭の功臣阮廌の『抑斎集』6 地輿誌 にもでており、筆者も前稿〔八尾 1989b〕で引用した。桃木〔1991: 84-85〕が指摘する様に、この史料が果たして15世紀のオリジナルに近いものであるかどうかは疑わしい。一方、聖宗の文集『天南餘暇集』天下版圖 には「藩鎮」という言葉が数カ所で使われているが、漢文チュノム研究院所蔵本もオリジナルではなく、後世の加筆があった事は明らかである。にも拘わらず、やはり当時の為政者の中でも内鎮と外鎮を区別する意識はあったと見るのが正しい。²⁵⁾ 安邦もそうした外鎮の一つであった。では中央政權はその外鎮に何を期待したのであろうか。

『明史』321 外国伝2 安南国の条に載る中国側の聖宗に対する評価は「雄桀ではあるが、国富兵強なのを自負して尊大である」と厳しい。実際、明のヴェトナムからの撤退後の中越関係は必ずしも良好なものではなかった。その初期から既に国境紛争が発生している上に、その国境付近の少数民族がどちらの側に帰属するかでますます混乱に拍車がかかっていた。藤原〔1975: 116-117〕が述べる様に、ヴェトナムの安邦・諒山・北平と中国の雲南・広西当局との間では断続して小競り合いがあった。聖宗は国境警備の官や明に使者として赴く者に、「尺寸の地も譲るな」という意味の事を数次にわたって厳命している。必然的に辺境では慢性的に軍事的緊張に悩まされる事になった。

光順7年前後の官制改革に伴う改編で成立した五軍都督府制の下で、五府軍が最初に組織だった行動を取ったのもこの安邦の地であった。光順8年、都督僉事の屈打が五府軍を率いてこの地の草賊追討にやってきた。最初の動員兵数は500ばかりであったから、中央もこの騒乱を軽視していたのであろうが、結局屈打は敗北し、彼と総兵官（おそらく安邦都司の長官）黎悔は引責下獄した。そして敗因は補給にあったとされ、元老らの会議の後、南軍府都督で聖宗

↘ 開拓が少なくなり、小規模の開拓や既存の施設の維持管理に目が向けられる様になり、より注意深いケアが要求され、承宣ではなく、直接には府の属官となったのであろう。

25) 例えば内鎮の各衛には都司は存在せず、中央の各五軍都督府に直属し、内軍とされたのに対し、外鎮の各衛軍は外軍とされた〔八尾 1989b: 43-48〕。

後の父にあたる阮徳忠が同地に赴き、とりあえず平定に成功した。次いで、禁軍の総知阮勲を安邦鎮守副総兵（安邦都司の副官）兼承宣使司承宣使に、翰林院侍読で副都御史の陶雋を承宣参政（副官）とし、本衛軍事を「知」せしめた。しかも阮徳忠自身も更に暫くこの地に留まったのである。現地で一種の軍政が成立したと言ってもよく、ここに文武職の分離という中央の理想（官制改革）は地方の現実の前に、当初から崩壊したのである。そしてこの事件が一段落ついた後、一つの奏上がなされて裁可された。『全書』13 光順8年9月20日の条がそれである。

勅各鎮守副総兵兼承宣使，但由武途出身，不曉文学，兼司兩職，恐妨軍政。今副総兵宜停兼承宣使，若承宣副選文学官，其参政・参議当省一員，辺方有事，則総兵・承宣並得商議。従鎮殿將軍黎文之言也。

地方において武官が文官を兼任する際の問題点を指摘し、その禁止を求める奏上がなされて裁可されたというものである。前稿〔八尾 1989b:48〕ではこの奏上を、文武両職の兼任による地方での地方官の権力拡大を中央が恐れたためと解釈したが、この事件との関連で考えた場合、文職を兼ねると武官は本職たる軍務がおろそかになるという黎文の言を額面通りに受けとるべきである。中央にとって辺地の最重要問題が防衛にある事を明言したわけである。但し、この勅一つで地方行政が劇的に変化したとは考えられない。人員不足、²⁶⁾ 緊張の続く対中関係といった要因がその後も解決されていないからである。そして明の警戒心を更に煽ったのが聖宗によるチャンパ・盆蛮（現ラオス、シェンクアン地方の勢力）への親征である。チャンパは林邑と呼ばれていた頃からの対中朝貢国であり、一方の盆蛮は明とは地続きであった。

黎朝政権にとって問題だったのは、安邦などのこうした軍事優先であるべき辺境の地にまで農業地開拓の波が押し寄せてきたという事なのである。ただでさえ人員不足の上に、軍事優先という事で承司官までもが前引の史料によると軍務に参加しなければならないという状況にあり、それが中央派遣の官の増加の一因になったのである。

2 国家レベルでの概観

前節では安邦のケースを分析して、碑文で見られたような事態が既存の年代記等の伝える当時の状況に合致しており、軍事に絡む多事、人員不足とが中央官の大量派遣をもたらしたと推定した。但し、この分析は国全体に果たして妥当するものかどうかは疑問であり、後の更なる研究を待たねばならない。しかし、その前に年代記等に見える関連情報を見ておく事は無駄で

26) そもそも承司の場合、副官の定員は内鎮が3人なのに対して外鎮は2人である。

はあるまい。まず中央官の地方への派遣である。

颶風海水溢。

辰，颶風大作。南策・峽山・太平・建昌等府海水大漲，堤防決裂，禾穀淹浸，民多饑死，又安源頭海瀕等県，多被水害。命御史丁仁甫・韶惟精分行沿海東西南三道，履勘堤岸，飭所在承司培築，且免沿海軍明年大集。（『欽定越史通鑑綱目』正編 20 光順 8 年（9 月）の条）

これは洪水・飢饉の被害にあった海岸部（現ニンビン省からクアンニン省）の調査の為に御史官を派遣し，同時にその地方の軍務を緩める命を出したものである。その災害対策の為に軍が利用されたからであろう。また『同書』正編 24 洪徳 21 年春 2 月の条には

東道饑，遣使賑貸。

辰，久旱，東道諸府不能耕稼，民多饑死。帝遣翰林院・科・台・錦衣衛校尉，分往各府県，發倉粟賑貸之。

とある。これは飢饉の発生した東道（海陽・安邦）に科・台官や禁軍軍人を各府県に派遣して対策を講じさせたものである。この二つのケースでは派遣の方面が特定されている。しかし，時代を下って洪徳年間末になると，御史官だけでなく，前記の安興の場合と同様に六部官，六科官，翰林官，禁軍の軍人などが地方に派遣される例が多くなってくる。例えば『全書』13 洪徳 23 年夏 4 月の条には

命翰林・科・台等官，往十二承宣，審讞獄。以楊直源為海陽承宣憲察司憲察使。直源事忤旨，尋下遷，還翰林院校理。

とあり，前半部分では中央高官が 12 の承宣（おそらく唯一の例外が広南であろう）に派遣された事，また後半部分からは，前述したように憲司官が中央の高官（楊直源は洪徳 21 年の進士）から採用されていた事が知れる。同様の命令は『同書』13 洪徳 25 年秋 8 月初 7 日の条，28 年 11 月—12 月 24 日の条にも見出され，聖宗末期にこうした措置が増加している。これは何が原因なのか。安興やその他の外縁の地では既に論じた様に，災害・軍事的問題の処理を通して中央の権威を高めたいといった意図もあったであろう。しかしデルタ中枢部（例えば海陽等）でも同様の措置が行われている様子がうかがえる事をどう理解すればよいのか。その原因の一つとして，筆者は土地開拓ないし管理の問題があると考ええる。『全書』や『黎朝事例』の中からそ

うした事例を幾つか列挙しよう。

勅旨、上田不得積水，下田量得耕作原防堤堰，積水。訪有弗遵，奪其入官。（『黎朝事例』
田畔積水令 洪徳6年6月19日の条）

これは水の分配を巡って、下流側の田の引水を妨げるほどの貯水を上流側の田に認めないという勅旨である。

培築田畔滲滴不勤。

勅旨、訪有督員不勤，培築不寔，以致田畔滲滴，後輒乾者，公田奪給，私田入官。府県官
社村長，杖八十，田畔培築不勤，以致乾者，罪亦如之。（『同書』洪徳8年10月初9日の条）

これは農閑期の作堤等土木作業で手抜きをした者やそれを放置していた監督官（府県官）や社
村長を処罰する規定である。

定築田界蓄水令。勅旨各処承憲二司府県州等官，繼今某処該内有破決防隄，秋田淹浸，勢
可蓄水以作夏田，承憲二司責令府県州河堤・勸農等官，合於潦水稍退之時，預為小民救飢
之計。相視地勢，隨其便宜，督責鄉民，培築田界，要令蓄水以作夏田，不可遐棄職司，視
常民瘼，坐視無策，以致阻飢者。（『全書』13 洪徳15年秋8月初4日の条）

これは雨期に堤防を破って秋田を水没させた滞留水があれば，その水を排出せずに溜めておい
て，夏田に利用しようというもので，それを府県州官，河堤・勸農等の官に監督させようとい
うものである。陳朝時の河堤・勸農官に比べ，その作業が極めて微細である事がわかる。

定農隙時興作。建昌府舒池県知県陳汝為奏言，天下各処田野高下不同，農隙秋夏有異，秋
田則二・三月播種，夏田則十一・十二月耕種，是夏田之急於冬尾也。今有司倘遇役作，不
審民田便宜，一概以冬尾為農隙，是独便於秋務之民，而夏田之民有妨，伏乞繼今培築等務，
二司查勘某処秋田，冬尾興作，夏田春月起作，以為民事便宜。從之。（『同書』13 洪徳17
年（夏4月）21日の条）

この記事は桜井 [1989: 280] も引いている。堤防網の完成により，従来乾期作（夏田）しか出
来なかった低地でも雨期作（秋田）が出来る地域が増えた為に，別々の農事暦に従って土木作
業を課すべきであるという上奏である。国土の多様な開拓（再開拓をも含む）が進むにつれ，

相異なる条件を備えた土地が国家の版図に組み込まれ、統一的な（或いは画一的な）指令ではうまくいかない状況が生じた事がうかがえる。舒池県知県陳汝為の奏上は的をについており、よって『黎朝事例』夏田各社培築令 洪徳 18 年 6 月初 5 日の条には

阮郭 奉勅旨。一、夏田各社培築堤路開渠、宜於二月中旬興作、三月下旬完畢。

とあって、夏田（乾期作）地帯の農村の農閑期の作業日程をその都合のいいようにと定めている。²⁷⁾

以上の例で感じられるのはその勅旨の念の入りよう、細かさであり、大規模な工学的適応段階に入っているはずの黎朝の勅旨としては何かしらそぐわない印象を受ける。しかし誤解してはならない事は、工学的適応段階に入っても農学的適応が不要になったわけではない事である。むしろ工学的適応によって開拓可能になった土地、全く今まで手を付けられなかった海洲、荒蕪地が新たに国家の掌握する事となった為に、より周到的な農学的適応、或いは工学的適応の範疇に入らない小規模な施設の管理が必要になったのではないか。この問題に関してはもっと具体的な個別研究を積み上げる必要があるが、ざっと見たところデルタ中枢部でも、安興の例で見た様に、農民と直に接触する府県官の役割の重さと中央官僚派遣の増加とが見られる。そしてその両者の結びつきの一因として開拓の問題が考えられるのである。

結 び に か え て

本稿では安興県ハナム地区にある洪徳期碑文の分析をもとに、新開拓地における中央と地方行政との関係に着目し、同地の個別性の強い問題が中央の画一志向と対立した事を論じた。もちろん、何度も繰り返すが、安興の分析だけで当時の社会全体の趨勢を考察するのには無理がある。しかし前節の如く、種々の編纂史料の関連事項を渉猟すると、安興と同様のケースがあちこちであったのではないかという仮説もかなり現実的意味を持つのである。もう少しその仮説を推し進め、今後の研究の指針にしたい。

開拓と行政の関係を考察した場合、確かに統一的水文思想に基づく開拓は、同様に統一的思

27) 『全書』の方では夏田（秋禾）の平均的収穫期として 11・12 月を挙げており、冬尾は農繁期となる。ところが『同慶地輿誌圖』南定省 舒池県 物産の項には、
秋禾多、夏禾少。夏禾以十一・十二下稼、来年五月收穫。秋禾以六月下稼、拾月收穫。
（以下略）

とあって、秋禾が多くても、10 月収穫の阮朝期の舒池なら冬尾を作業期間としてもいいはずである。但し、収穫期がずれると冬尾にかかる可能性がある。

想に基づく対応を要求し、それは行政制度にも反映された。陳朝後半期から胡氏・明の支配を経て、黎朝中央政権は集権的官僚制への志向を強くする。そのピークが黎朝聖宗期であり、そうした背景無しに聖宗の官制改革は語れないのである。しかし、極めて皮肉な事に、その新しい可能性のある土地を開拓するに当たって、その労働力の源、組織、田地のもつ多様性などがするどく今度は国家側の画一的統治に抵抗する事となる。科挙の確立など、恒常的に優秀かつ均質な官僚を養成する事に中央政府は成功したが、人口の増加、新開地の多様性等といった地方の現実がそれに刃向ったのである。中央は画一性を第一とし、統治に必要な道具（例えば、律・地図・戸籍台帳等）²⁸⁾を地方官（特に県官）に与え、彼らは確かにそれらの使用には長じた。しかし、バラエティ豊かな新しい変化を前に、そうした古いマニュアルは役に立たなくなっていたのである。上官（承宣官）は実務に疎く、自らには満足な新しいマニュアルも、弾力的に措置を講ずる権限もない、そうした親民官（府県官）は結局は中央に伺いをたてなければならぬという事態が多発した。その対策として中央は地方への官僚の大量派遣を行ったのである。

歴史研究には常に「個別」と「普遍」という問題がつきまとう。各地方の有する個別性を見逃す事なく研究を進め、上記の様な（或いは上記の様なものではなくても）仮説を通説の域にまで高める努力を今後とも続けていきたい。

＜付記＞

本稿は1994年9月に上智大学で開催されたThe 13th IAHA (International Association of Historians of Asia) Congressにおける発表[Yao 1994]をもとにしたものである。また執筆にあたって1994年度文部省科学研究費（国際学術研究）の交付を受けた。

和文参考文献

- 藤原利一郎. 1968. 「ヴェトナムにおける丁賦制の成立について」『田村博士頌寿記念東洋史論叢』京都：同記念事業会。（後「ヴェトナムにおける丁賦制の成立」として〔藤原 1986〕に再収）。
- _____. 1975. 「黎朝前期と明との関係（1428-1527年）」『ベトナム中国関係史——曲氏の抬頭から清仏戦争まで——』山本達郎（編）。東京：山川出版社。（後〔藤原 1986〕に再収）。
- _____. 1980. 「黎朝聖宗の官制改革について」『山本達郎博士古稀記念 東南アジア・インドの社会と文化』下。東京：山川出版社。（後「黎朝聖宗の官制改革」として〔藤原 1986〕に再収）。
- _____. 1982. 「黎朝聖宗の官制改革の背景」『小野勝年博士頌寿記念 東方学論集』京都：朋友書店。（後〔藤原 1986〕に再収）。
- _____. 1986. 『東南アジア史の研究』京都：法蔵館（なお上記4論文の引用頁はこの書のそれに従う）。
- 石井米雄. 1975. 「歴史と稲作」『タイ国——ひとつの稲作社会——』石井米雄（編）。東京：創文社。

28) 「光順九年定」というデータが第一葉にある『詞訟律例』（フランス極東学院ナンバー A 1982）には県の衙門に備え付けられるものとして、鼓（招集用）1面、天下版圖1冊、國朝條律1冊、印信1果等が挙げられている。

- 片倉 穰. 1987. 『ベトナム前近代法の基礎的研究——『国朝刑律』とその周辺——』東京：風間書房.
- 桃木至朗. 1982. 「陳朝期ヴェトナムの政治体制に関する基礎的研究」『東洋史研究』41 (1).
- . 1983. 「陳朝期ヴェトナムの路制に関する基礎的研究」『史林』66 (5).
- . 1987. 「ヴェトナム李朝の軍事行動と地方支配」『東南アジア研究』24 (4).
- . 1988. 「ヴェトナム李朝の地方行政単位と地方統治者」『東南アジア研究』26 (3).
- . 1991. 「書評 桜井由躬雄『ベトナム村落の形成——村落共有田＝コンディエン制の史的展開——』1987年 創文社『東南アジア 歴史と文化』20.
- 小川 尚. 1976. 「明代の巡按御史について」『明代史研究』4.
- . 1990. 「明代の監察制度——地方按治について——」『山根幸夫教授退休記念 明代史論叢』上. 東京：汲古書院.
- 小野和子. 1983. 「東林党考 (二)」『東方学報・京都』55.
- 桜井由躬雄. 1979. 「雒田問題の整理——古代紅河デルタ開拓試論——」『東南アジア研究』17 (1).
- . 1980a. 「10世紀紅河デルタ開拓試論」『東南アジア研究』17 (4).
- . 1980b. 「李朝期 (1010-1225) 紅河デルタ開拓試論——デルタ開拓における農学的適応の終末——」『東南アジア研究』18 (2).
- . 1987. 『ベトナム村落の形成——村落共有田＝コンディエン制の史的展開——』東京：創文社.
- . 1989. 「陳朝期紅河デルタ開拓試論 1——西沱濫原の開拓——」『東南アジア研究』27 (3).
- . 1992. 「陳朝期ベトナムにおける紅河デルタの開拓——新デルタ感潮の開拓——」『東南アジア世界の歴史的位相』石井米雄；辛島 昇；和田久徳 (編著). 東京：東京大学出版会.
- 谷 光隆. 1924. 「成化時代における司礼監の地位」『東洋史研究』13 (3).
- 八尾隆生. 1988. 「ヴェトナム黎朝初期の清化集団について」『東洋史研究』46 (4).
- . 1989a. 「ヴェトナム黎朝初期の南策勢力」『史林』72 (1).
- . 1989b. 「ヴェトナム黎朝聖宗期の軍事体制」『南方文化』16.

欧文・ヴェトナム文参考文献

- BTKNSCTĐH (Ban Thư ký Ngành Sử Các Trường Đại học). 1981. *Sử Học* 2. Hà Nội: Nhà xuất bản Đại học và Trung học Chuyên nghiệp.
- Gourou, Pierre. 1936. *Les paysans du delta Tonkinois—Etude de géographie humaine—*. Paris: Les Editions d'art et d'histoire.
- Huy Vu và Trần Lâm. 1977. Thông báo về cuộc điều tra nghiên cứu các làng xã thuộc khu Hà Nam, huyện Yên Hưng, tỉnh Quảng Yên. Trong *Nông thôn Việt Nam trong Lịch sử*. tập I. Viện Sử học (soạn). Hà Nội: Nhà xuất bản Khoa học Xã hội.
- Nguyễn Đức Nghinh. 1986. Đi tìm dấu vết những sở đồn điền ở đàng ngoài (thế kỷ XV-XVIII). *NCLS* 228.
- . 1987. Về quyền sở hữu ruộng đất khẩn hoang dưới thời phong kiến. *NCLS* 236-237.
- Nguyễn Đức Nghinh và Bùi Quý Lộ. 1981. Một hình thức ruộng khai hoang thời Lê sơ: ruộng chiếm xạ. trong [BTKNSCTĐH 1981].
- Phan Huy Lê. 1981. Chế độ ban cấp ruộng đất thời Lê sơ và tính chất sở hữu của loại ruộng đất thế nghiệp. *NCLS* 199.
- . 1987. Vài nhận xét về tổ chức và tính chất nhà nước thời Trần. *NCLS* 235.
- Trần Thị Vinh. 1981. Công tác trị thủy và thủy lợi thời Lý-Trần. trong *Tìm hiểu Xã hội Việt Nam Thời Lý-Trần*. Viện Sử học (soạn). Hà Nội: Nhà xuất bản Khoa học Xã hội.
- Trương Hữu Quýnh. 1994. Trở lại vấn đề chế độ ruộng đất ở các vùng khai hoang thuộc đồng bằng Bắc bộ thời phong kiến. *NCLS* 274.
- TTNCDSVPT (Trung tâm Nghiên cứu Dân số và Phát triển). 1994. *Di dân của Người Việt từ Thế kỷ X đến giữa Thế kỷ XIX*. Hà Nội: Viện Sử học.
- VNCHN (Viện Nghiên cứu Hán Nôm, Viện Khoa học Xã hội Việt Nam). 1992. *Văn khắc Hán Nôm Việt Nam*.

- Hà Nội: Nhà xuất bản Khoa học Xã hội.
- Vũ Tự Lập (soạn). 1991. *Văn hóa và Cư dân Đồng bằng Sông Hồng*. Hà Nội: Nhà xuất bản Khoa học Xã hội.
- Wolters, O.W. 1982. *History, Culture, and Region in Southeast Asian Perspectives*. Singapore: Institution of Southeast Asian Studies.
- Yao Takao. 1994. Problems in the Administrative System of the Le Government in 15th Century Vietnam. Paper of the 13th IAHA Congress in Tokyo.